

## 川崎市地域包括支援センター連絡会議設置運営要綱

(設置目的)

第1条 市は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営等に係る実務的な事項を協議するとともに、市及びセンター相互の情報共有等を通じて、市内の地域ケア体制を推進することを目的として、川崎市地域包括支援センター連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(開催)

第2条 市は、連絡会議を年3回程度開催する。

(所掌事項)

第3条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営等に係る実務的な事項に関すること。
- (2) 市とセンターの情報共有に関すること。
- (3) センター相互の情報共有に関すること。
- (4) その他実務的な事項に関すること。

(連絡会議の構成員)

第4条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 健康福祉局地域包括ケア推進室職員
- (2) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課職員
- (3) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課職員
- (4) 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当職員
- (5) 市内全センターのセンター長
- (6) その他必要と認める者

(川崎市地域包括支援センター業務検討委員会の設置等)

第5条 市は、センターの業務における実務上の課題等の整理と、課題の解決に向けた検討を行うため、連絡会議の下部組織として、川崎市地域包括支援センター業務検討委員会（以下「業務検討委員会」という。）を設置する。

2 業務検討委員会は、次の各号に掲げる者を持って構成する。

- (1) 健康福祉局地域包括ケア推進室職員
- (2) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課職員
- (3) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター地域支援室職員（南部、中部、北部地域支援室職員のうち1名）
- (4) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課職員
- (5) 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当職員
- (6) 各区のセンターの代表者（センター職員のうち1名）
- (7) その他必要と認める者

3 高齢・障害課職員及び健康福祉ステーション職員は、業務検討委員会における検討事項等を各区の取組に活用する。併せて、次項の意見集約等を支援する。

4 各区のセンターの代表者は、業務検討委員会の検討事項等について、各区センターの

意見集約や、区地域包括支援センター連絡会議での報告を行う。

5 業務検討委員会の検討事項等は、連絡会議に適宜報告する。

(川崎市地域包括支援センター業務ワーキングチームの設置等)

第6条 市は、業務検討委員会における円滑な検討のため、必要に応じて、川崎市地域包括支援センター業務ワーキングチーム（以下「市ワーキングチーム」）を設置することができる。

2 市は、市ワーキングチームを新たに設置する場合は、設置の必要性等に関して業務検討委員会における協議を経て設置するとともに、少なくとも年1回以上、それぞれの市ワーキングチームの設置の継続の必要性について検証・協議を行う。なお、市ワーキングチームの設置数は、構成委員の負担等を考慮し、適切な数とする。

3 市ワーキングチームの取扱事項、構成員等については、前項の業務検討委員会における協議に基づき別に定める。

4 市ワーキングチームにおける検討事項等は、業務検討委員会に適宜報告する。

(庶務)

第7条 連絡会議、業務検討委員会、市ワーキングチーム（以下「会議等」という。）は、健康福祉局地域包括ケア推進室が所管する。会議等の庶務は、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。ただし、市ワーキングチームの庶務については、取扱事項の性質等を勘案し、第6条第3項の構成員のうち、適切な者に担わせることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途健康福祉局長が定める。

附 則（令和4年4月1日・3川健地推第1795号・局長専決）

(施行期日)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。